

公益社団法人全国野球振興会

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人全国野球振興会(通称:日本プロ野球OBクラブ)と称す。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都墨田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、本邦及び海外の野球界におけるプロフェッショナル・アマチュア間の交流を促進することによって野球に関する技術水準の向上等野球の普及及び振興を図り、もって本邦及び海外のスポーツの振興と国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 野球に関する指導者の養成
- (2) 野球に関する技術指導
- (3) プロ・アマ交流に資する各種行事の開催
- (4) 全日本野球会議その他野球に関する団体との連携協力
- (5) 会報その他出版物の発行
- (6) その他目的達成のための必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 選手・監督・コーチ・審判・記録員・トレーナー・トレーニングコーチ・マネージャー・スカウト・ウグイス嬢・グラウンド整備員として日本プロフェッショナル野球と正規に関わった者
- (2) 賛助会員 この法人の事業を援助する者

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、毎事業年度の末日(3月31日)までに、会員は、総会において別に定める額を支払うべき義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、この法人に対し、退会届の提出その他の方法により、退会の意思を表示することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって理事長がこれを除名することができる。

- (1) 定款に違反し、この法人の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に違反する行為があったとき

- (2) この法人の会員としての義務に違反したとき
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき
- 2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員に総会の1週間前までにその旨を通知するとともに、除名の議決を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。
 - 3 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に除名した旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 第8条及び第9条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する

- (1) 成年被後見人、被保佐人の審判を受けた時又は破産手続開始決定を受けたとき
 - (2) 総正会員が同意したとき
 - (3) 死亡若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人が解散したとき
 - (4) 所在不明となり、6カ月以上にわたり連絡がとれないとき
 - (5) 第7条の支払い義務を履行せず、督促後なお1年以上納入しないとき
- 2 会員が、第8条、第9条、もしくは前項の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。
 - 3 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費及びその他の拠出金品は返還しない。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種類とし、定時総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上の正会員から理事に対し、総会の目的である事項を記載した書面をもって総会招集の請求があったとき
- (3) 前号の規定による請求のあった日から6週間以内の日を総会の日とする招集の通知が発せられない場合に、裁判所の許可を得て、正会員が招集したとき

(招集)

第14条 総会は、法令に定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 正会員総数の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するには、理事長は、総会の日1週間前までに、正会員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面により、その通知を発しなければならない、ただし、総会に出席しない正会

員が書面又は電磁的方法により、議決権を行使することができることとする時は、2 週間前までに通知を
発しなければならない。

- 4 前3項の場合において、理事長に事故があるとき又は欠けたときは、理事会において予め定めた順序に
より、他の理事が招集する。

(議長)

第15条 総会の議長は、理事長又は理事長の指名する者とする。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員 1 名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、正会員総数の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の
議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員総数の半数以上であつて、正会員総数の議決権の3分
の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければな
らない。理事又は監事の候補者の合計数が第 20 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を
得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第18条 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、または議決権
の行使を委託することができる。

- 2 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。
- 3 前項の場合における第 17 条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及びその会議に出席した正会員のうちから選出された議事録署名人 2 名以上は、前項の議事録に
記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15 名以上、20 名以内
- (2) 監事 3 名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、2 名以内を副理事長、1 名を専務理事、3 名以内を常務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人法上の代表理事とし、副理事長、専務理事、
常務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 91 条第 1 項第 2 号に規定する業
務執行理事とする

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。

- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。
- 4 監事のうち1名以上には、公認会計士または監査法人をもって充てるものとする。
- 5 理事のうち、当該理事及びその配偶者または3親等以内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を越えて含まれてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 他の同一団体(公益法人を除く。)の理事または使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係である者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を越えて含まれてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務を総理する
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、業務を掌理する。理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、理事会及び総会の議決に基づき、日常の業務を統括し、総会の議決した事項を処理する。
- 5 常務理事は、理事長、副理事長及び専務理事を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の業務及び総会の議決した事項を処理し、分担する。
- 6 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事はいつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。
- 3 補欠又は増員により選出された理事、補欠により選任された監事の任期は、前任者又は現任者の残存期間とする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、役員は、任期の満了後または辞任により退任した後も、新たに選出された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の一部免除又は限定)

第27条 この法人は、役員的一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 この法人は、外部役員との間で、前項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償

責任の限度額は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項で定める最低責任限度額とする。

(顧問及び相談役)

第28条 この法人に任意の機関として、顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問は、日本プロフェッショナル野球組織に在籍した者または同組織を構成するセントラル野球連盟、パンフィック野球連盟及び各球団に在籍した者の中から、野球振興に多大なる功績のあった者を理事会において選任する。

なお、国民栄誉賞等の国家表彰者若しくは国民的評価が絶大に高い者は名誉顧問として遇することができる。

3 相談役は、政治、経済、学術、スポーツ等における組織の代表者または学識経験者の中から理事会において選任する。

4 顧問及び相談役は、重要事項について諮問に応じて理事会に出席し、意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

5 任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。

6 その他顧問及び相談役に関して必要な事項は、理事会の議決を得て別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第31条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種類とし、定時理事会は毎事業年度年2回以上開催する。

2 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の要請があったとき
- (3) 前号の規定による要請があった日から5日以内に、その要請があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 法令に基づき、監事から理事長に招集の要請があったとき、又は監事が招集をしたとき

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第2項第3号により理事が招集する場合及び前条第2項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 前条第2項第3号による場合は、理事が、前条第2項第4号前段による場合は、監事が理事会を招集する。

- 3 理事長は、前条第2項第2号または前条第2項第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対してその通知を発しなければならない。
- 5 前号の規定に関わらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

- 2 理事長に事故があるとき又は欠けたときは、理事会において予め決められた順序により、他の理事が招集し、議長となる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定に関わらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第35条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第22条第6項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前号の議事録に記名押印する。
- 3 理事長が出席しない場合の理事会の議事録は、出席した理事及び監事が記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 資産から生じる果実
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 寄付金品
- (6) その他収入

(資産の種別)

第38条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産とする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第39条 基本財産は、総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部処分をしようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、予め理事会及び総会の承認を要する。

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 この法人の事業計画、収支予算、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告書
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の設定)

第43条 理事会は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第46条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、電子公告の方法により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告が出来ない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第10章 専門委員会

(専門委員会)

第49条 この法人の事業遂行に必要な専門的事項を処理するため、理事会の議決に基づき専門委員会を設置することができる。

- 2 専門委員会の組織及び運営に関する事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第11章 事務局

(事務局及び職員)

第50条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の決議を経て理事長が任命、有給とする。
- 4 職員は、理事長の承認を得て事務局長が任命、有給とする。

第12章 細則

第51条 この定款の施行についての細則は、理事会及び総会の議決を経て別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事(理事長)は森 徹とする。
- 4 この定款の一部変更は、平成24年6月25日から施行する。
- 5 この定款の一部変更は、平成25年6月24日から施行する。